

## 幼児教育・保育の無償化に関するよくある質問

Q. 認可保育園、認定こども園を利用していますが、無償化について、手続きが必要ですか。

A. 保育料の部分については手続きは不要です。

ただし、認定こども園の幼稚園部分の預かり保育や認可外保育施設等を利用している場合については、「保育の必要性の認定」と「利用料の払い戻し」の手続きが必要です。

Q. 3～5歳児クラスに通う上の子どもが無償化となった場合、3号認定で保育所等を利用している第2子、第3子の下の子どもの保育料は変更になりますか。

A. 多子軽減による減免は引き続き行われるため、保育料は、無償化後も変更ありません。

Q. 保育所等で延長保育を利用した際に、その利用料は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。

A. 特定教育・保育施設（認可保育所・認定こども園）を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も延長保育を利用した際の利用料は、無償化の対象とはなりません。

Q. 保育の必要性が認定され、認可保育所や認定こども園を利用している場合、これらの施設に加えて、病児保育等を利用した場合、無償化の対象になりますか。

A. 認可保育所や認定こども園を利用している場合、認可外保育施設等（病児保育を含む）の利用料は、無償化の対象にはなりません。

Q. 保育の必要性が認定され、認定こども園の1号認定利用と預かり保育を利用していますが、これらの施設に加えて認可外保育施設等を利用した場合、無償化の対象になりますか。

A. 利用している認定こども園での預かり保育が、教育時間を含めて8時間以上提供され、年間開所日数が200日以上の場合は、預かり保育以外の費用については、無償化の対象とはなりません。

Q. 利用している認可外保育施設等が、無償化の対象施設かどうかを確認したい。

A. 無償化の対象となる認可外保育施設等とは、徳島県への届出を行い、施設の所在地の徳島市が無償化給付の対象確認を行った施設等に限りです。今後、市のホームページ等で公表します。

Q. 企業主導型保育事業を利用していますが、無償化の対象施設になりますか。

A. 企業主導型保育事業についても、3歳から5歳までの子どもと0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの、標準的な利用料が無償になります。